

災害時における応急対策活動に関する

協力協定書

金沢市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県造園緑化建設協会（以下「乙」という。）は、金沢市に地震、風水害、その他の大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民の生命、財産等を守り、市民生活の安定を図るため、相互に協力して応急対策活動（以下「活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、金沢市地域防災計画に基づき、甲が実施する活動について、乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定め、もって円滑な活動の実施に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲は乙に対して、倒木の除去等による人命救出、交通確保のために活動の協力を要請することができるものとする。

（活動等の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限りの建設資機材及び労力の提供その他の活動を実施するものとする。ただし、被害が甚大で甲と乙の連絡が不能となった場合、甲の要請を待たずに活動の準備及び被災状況の調査を行うものとする。

2 甲は、前項本文の規定により、乙に対し活動を要請する場合は、活動の日時、場所、内容等を指定して要請を行うものとする。

3 乙は、第1項本文の規定により、甲から活動の要請を受けた場合は、直ちに指定活動場所に出動し、甲の職員等の指示に基づき活動を実施するものとする。ただし、当該活動場所に甲の職員等が派遣されていないときは、要請内容に従い自らの判断により活動を行うものとする。

（報告の手続）

第4条 乙は、前条第1項の規定による活動を行ったときは、その内容等を速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 被災箇所の確認のための調査及び情報提供に要した費用は、無償とする。
- (2) その他の活動に要した費用は、甲の負担とする。

（費用の支払）

第6条 乙は、費用を甲に請求するときは、その費用の明細書を添付するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙は、活動に際し、やむを得ない事由により活動を継続することができなくなった場合は、甲に対し、速やかにその状況等を報告するものとする。

（公務災害補償）

第8条 甲は、乙の活動従事者が、この協定に基づく活動の実施により、死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（損害の負担）

第9条 第3条第1項の規定による活動で生じた損害は、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙の過失による場合は、乙が負担するものとする。

（協力体制の構築）

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制等の確認を行い、災害時に備えるものとし、協力要請等については、原則としてEメール等災害時に有効な手段により行うものとする。

（防災意識の向上）

第11条 乙は、協会員に対して協定の意義、内容等をあらゆる機会を通して周知するとともに、市及び地域の防災活動に参加、協力を促すものとする。

（協議）

第12条 本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第13条 本協定は、締結日から適用する。

2 本協定締結と同時に、平成9年1月17日付けで締結した協定は、破棄する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年1月29日

甲 金沢市

金沢市長 山野之義



乙 一般社団法人石川県造園緑化建設協会

会長 省三

